

## 消費税率改定に伴う総合事業サービス単価の変更について（訂正版）

（令和元年10月1日～適用）

## ○訪問型サービス

## ◆相当サービス

種類	サービス対象者	変更前単位	変更後単位
訪問Ⅰ	要支援1・2、事業対象者 （週1回程度利用）	1, 168/月	1, 172/月
訪問Ⅱ	要支援1・2、事業対象者 （週2回程度利用）	2, 335/月	2, 342/月
訪問Ⅲ	要支援2 （週2回を超える場合）	3, 704/月	3, 715/月

特定処遇改善加算については、国が定める額とします。詳細は、後日お知らせするサービスコード表を参照してください。

その他の加算・減算は変更ありません。

## ◆基準緩和サービス

種類	サービス対象者	変更前単位	変更後単位
訪問Ⅰ	要支援1・2、事業対象者 （週1回程度利用）	1回 204 月4回以上 818	1回 205 月4回以上 821
訪問Ⅱ	要支援1・2、事業対象者 （週2回程度利用）	1回 204 月8回以上 1, 635	1回 205 月8回以上 1, 641

加算・減算はありません。

## ○通所型サービス

## ◆相当サービス

種類	サービス対象者	変更前単位	変更後単位
通所Ⅰ	要支援1・事業対象者 （週1回程度利用）	1, 647/月	1, 655/月
通所Ⅱ	要支援2 （週2回程度利用）	3, 377/月	3, 393/月

特定処遇改善加算については、国が定める額とします。詳細は、後日お知らせするサービスコード表を参照してください。

その他の加算・減算は変更ありません。

## ◆基準緩和サービス

種類	サービス対象者	変更前単位	変更後単位
通所Ⅰ	要支援1・2、事業対象者 （週1回程度利用）	1回 288 月4回以上 1, 153	1回 289 月4回以上 1, 158
通所Ⅱ	要支援2、事業対象者 （週2回程度利用）	1回 295 月8回以上 2, 364	1回 296 月8回以上 2, 375

加算・減算はありません。

※サービス単価マスタ、サービス単価コード表は準備ができしだい、ホームページに掲載します。

### ○支給限度額（予定）

状態区分	変更前単位	変更後単位
事業対象者	5,003	5,032
事業対象者（退院直後で集中的にサービス利用することが自立支援につながると認められる場合、その他市長が認める場合）	10,473	10,531
要支援1	5,003	5,032
要支援2	10,473	10,531

○介護予防ケアマネジメント費については、各地域包括センターにメールでお知らせいたします。

### ご確認ください

相当サービス給付費の請求は、月の途中で利用の変更があった場合、日割り計算で請求する場合と利用計画どおり1か月の単位数で請求となる場合があります。

また、基準緩和サービス給付費の請求は、実際の利用回数での請求となります。

詳細は長野市ホームページのQ&Aをご覧ください。

お問い合わせ先

地域包括ケア推進課 はつらつ応援担当 湯本

TEL (026) 224-7873

Fax (026)224-8574